2027年度マレーシア税制改正案

Tax in Motion

本記事では、2026年10月9日に首相・財務大臣が公表した、マレーシアの2027年度税制改正案の概要をお伝えします。





ハイライト

1

個人所得税の税率見直しと基礎控除の拡充
中所得層に対する税率の引き下げ / 基礎控除をRM12,000に引き上げ

中所得層の手取りを増加させる一方、RM1,000,000以上の所得に対して税率を引き上げ
（2027課税年度より適用）

2

少額資産の一括償却の拡充
一括償却の対象となる少額資産の金額をRM2,000からRM3,000に引き上げ

中小企業以外に適用される年間適用総額の上限も、RM20,000からRM30,000に引き上げ
（2027課税年度より適用）

3

グローバル・サービス・ハブ(GSH) 向け優遇税制の延長と内容の一部見直し
GSHの税率：5%

GSHの優遇期間は、条件を満たすことを前提に最長30年まで延長の可能性
（2027年1月1日以降の申請に適用）

4

グリーン投資に対する優遇税制の見直し
水素、海洋温度差発電、EV充電、再生可能エネルギーに対して60%または100%のGITA

太陽光パネルは対象から除外されました。
（申請期間：2027年1月1日から2030年12月31日）

5

給与の損金算入の条件として所定の決済手段の利用を義務化
金融機関およびキャッシュレス決済を通じた給与支払いに限り損金算入可能

中小企業は本制限の対象外
（2028課税年度より適用）

6

国内販売会社の仕入に係る売上税の還付（製造業者に販売する場合）
仕入時に国内販売会社が支払った売上税について、製造業者への販売を条件に還付可能に

製造業者が輸入または国内製造業者から購入する場合との均衡を図る
（2027年1月1日より適用）

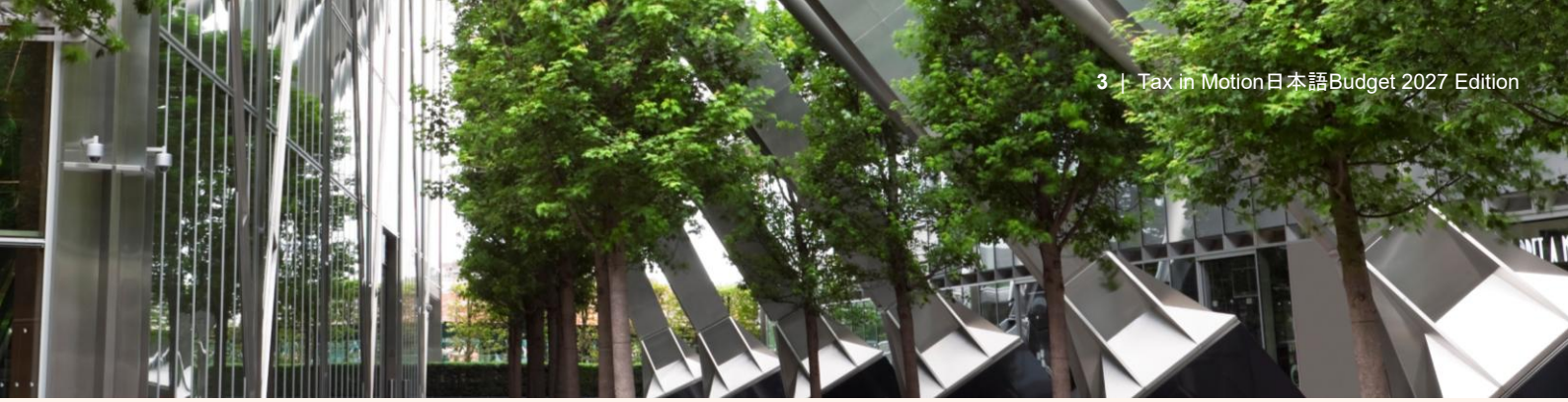

目次

個人所得税 4

法人所得税 6

優遇税制 9

印紙税 15

間接税 17

01



個人所得税

~7%-12%
の節税効果(最大で約RM1,400)が、**RM70,000から RM150,000**の課税所得を有する個人において生じます。

個人所得税の累進所得区分および税率の見直し

以下の改正が提案されています。

- 課税所得RM70,001からRM100,000までの税率を、19%から18%に引き下げる。
- 新たな課税所得区分であるRM100,001からRM150,000までの税率を24%とし、RM150,001からRM400,000までの税率は25%に据え置く。
- 課税所得RM1,000,000からRM2,000,000の部分については、従来の28%から30%に引き上げる。

~0.66%
の節税効果(約RM1,000)が、**RM1,000,000**の課税所得を有する個人において生じます。

*RM12,000の基礎控除が適用される前提

居住者である個人に係る現行および改正後の税率表

現行 (2026課税年度まで)

課税所得 (RM)	税額 (RM)	税率 (%)
5,000 超	0	1
20,000 超	150	3
35,000 超	600	6
50,000 超	1,500	11
70,000 超	3,700	19
100,000 超	9,400	25
400,000 超	84,400	26
600,000 超	136,400	28
2,000,000 超	528,400	30

改正案 (2027課税年度より適用)

課税所得 (RM)	税額 (RM)	税率 (%)
5,000 超	0	1
20,000 超	150	3
35,000 超	600	6
50,000 超	1,500	11
70,000 超	3,700	**18**
100,000 超	**9,100**	**24**
150,000 超	**21,100**	**25**
400,000 超	**83,600**	26
600,000 超	**135,600**	28
1,000,000 超	**247,600**	**30**

01

個人所得税

所得控除に係る主な改正案

内容	適用時期
基礎控除をRM9,000からRM12,000に増額	2027課税年度から
両親または祖父母に係るRM8,000の所得控除について、在宅介護、デイケアセンターおよび居住型介護センターの費用(医療費に限らない)を対象に拡大	2027課税年度から
医療費等に係るRM10,000の所得控除について、産後ケアサービス(上限RM3,000)および母乳育児用品を対象に拡大	2027課税年度から
教育・スキルトレーニング費用に係る所得控除について、RM7,000の限度額を維持し、以下を対象とする • 大卒、大学院卒 • スキルアップ・自己啓発コース(RM3,000を上限) • 雇用と無関係のスキル・自己啓発コースおよび子供向けのSTEM、芸術、言語・宗教に係るコース(RM2,000を上限)	2027課税年度から
ライフスタイルに係るRM2,500の所得控除について、AIソフトウェア・アプリのサブスクリプション、ペットの譲受費用、ワクチン接種・避妊／去勢費用を対象に拡大	2027課税年度から
スポーツ関連のRM1,000の所得控除について、スポーツシューズの購入費用(RM300を上限)を対象に追加	2027課税年度から
乗客運送、配送(食品含む)、ホーカーの自営業者のSOCSOへの拠出を義務化。また、LINDUNG 24など一定の任意拠出については、既存のRM350の所得控除に、RM150を上乗せ	2027課税年度から
国内観光に係るRM1,000の所得控除について、観光施設および文化・芸術プログラムの入場料を対象とし、適用期間を1年間延長	2027課税年度から



02

法人所得税

中小企業の軽減税率の見直し

マレーシアで設立された居住者である会社・有限責任組合は、以下の条件を満たせば中小企業に該当し、軽減税率の適用を受けることができます。

- 払込普通株式資本(会社の場合)または出資総額(有限責任組合の場合)がRM2,500,000以下（注：自社のみならず、親会社等の資本金もRM2,500,000以下である必要があります）
- 基準期間における事業所得の総収入がRM50,000,000以下

中小企業の軽減税率について、以下の見直しが提案されています。

中小企業の軽減税率			
課税所得区分	**現行税率**	**改正税率**	**節税額(RM)**
RM150,000まで	15%	**14%**	**1,500**
RM150,001からRM600,000	17%	**16%**	**4,500**
RM600,000超	24%	**24%**	**-**
合計			**6,000**
2027課税年度より適用			

02

法人所得税

所定の決済手段を通じた給与支払いに係る損金算入

現行

所得を得るために発生した給与費用は、支出方法にかかわらず、1967年所得税法第33条に基づき損金算入が認められています。

改正案

2028課税年度から、給与費用については、1955年雇用法に規定される金融機関およびキャッシュレス決済手段を通じて支払われた場合に限り、損金算入が認められます。

中小企業による給与支払いには、本要件は適用されません。

給与以外の費用については、支払方法にかかわらず、引き続き損金算入が認められます。

(2028課税年度より適用)

PwC コメント

- 改正案では、適用対象となる中小企業の定義が明確にされていません。SME Corpの定義(売上高や従業員数に基づく)または1967年所得税法附則1第2A項の定義(払込資本および総事業所得に基づく)のいずれを参照するかについて、明確化が求められます。
- 新規定の影響を受ける企業は、2028課税年度からの適用に向けて、給与システム、内部統制およびプロセスを見直し、必要に応じて更新する必要があります。
- 「給与」に含まれる項目についても詳細な明確化が必要です。例えば、EPFにおける賃金の定義との整合性や、賞与、手当等も含まれるかの明確化が求められます。

02

法人所得税

現行	改正
少額資産に係る税務上の一括償却	
1資産あたり **RM2,000以下**の少額資産については、各課税年度につき総額**RM20,000を上限**として、全額の一括償却が認められます。 中小企業については、**総額での限度額なしに**、少額資産の全額の一括償却が認められます。	• **少額資産**の1資産あたりの基準額を**RM2,000からRM3,000に引き上げ** • 中小企業以外の**年度上限額を年RM20,000からRM30,000に引き上げ** (2027課税年度より適用)



03

優遇税制

グローバル・サービス・ハブ(GSH)に係る優遇税制

GSHに係る優遇税制の見直し

現行

法人所得税	個人所得税	申請期間
• 5年間または10年間、5%または10%の税率 • ティアごとの成果ベースのアプローチ	C-Suiteの役職に就く外国人(最大3名)の税率15%	2023年10月14日～2027年12月31日

改正案

No.	項目	改正内容
1.	適格要件	• 新規会社：GSHまたはPrincipal Hub(PH)事業を行ったことがない会社 • 既存会社：GSHまたはPHの優遇税制について過去に承認を受けており、優遇期間延長の申請にあたり追加の新規サービスを提供する会社
2.	法人所得税率	• 新規会社：GSH所得に対して5% • 既存会社：基準所得*を超える場合は5%、基準所得以下の場合は15% *直近3年間の平均所得
3.	優遇期間	• 5年ごと、最長30年間（前後の優遇期間における実績／コミットメントを条件とする）
4.	免税所得	• 財務省が規定するトレジャリー・ファンド・マネジメント事業からの所得を免税対象に追加
5.	トレジャリー・ファンド・マネジメント	• GSH会社がオンショア仲介機関を通じたキャッシュ・プーリングのためにトレジャリー・ファンド・マネジメント事業を実施 • オンショア仲介機関を通じたキャッシュ・プーリング：非居住者への利息支払いに係る源泉税を免税 • 会社間の外貨建ローン契約に係る印紙税を100%免税 • 両優遇措置をジョホール・シンガポール特別経済区の優遇パッケージにも拡大

適用時期：2027年1月1日以降にMIDAが受理する申請

03

優遇税制

グリーンテクノロジーに係る優遇税制(GITA)の見直し

持続可能な国家エネルギー転換および2050年までのネットゼロ達成に向けて、見直しが提案されています。太陽光パネルは対象から除外されました。

GITAプロジェクト(事業目的)

現行

適格事業	GITA	期間
Tier 1 グリーン水素	適格資本支出の100%を法定所得の70%または100%と相殺	最長10年間(5+5)
Tier 2 a. 統合廃棄物管理 b. EV充電ステーション	適格資本支出の100%を法定所得の100%と相殺	5年間
Tier 3 a. バイオマス b. バイオガス c. 小水力 d. 地熱 e. 太陽光 f. 風力	適格資本支出の100%を法定所得の70%と相殺	5年間
(2024年1月1日から2026年12月31日までにMIDAが受領した申請に適用)		

改正

適格事業	GITA	期間
Tier 1 a. グリーン水素 b. 海洋温度差発電	適格資本支出の100%を法定所得の70%または100%と相殺	最長10年間(5+5)
Tier 2 a. EV充電ステーション b. 再生可能エネルギーシステム(バイオマス、バイオガス、小水力、地熱、風力エネルギー)	適格資本支出の60%を法定所得の70%と相殺	5年間
(2027年1月1日から2030年12月31日までにMIDAが受領した申請に適用)		

03

優遇税制

グリーンテクノロジーに係る優遇税制の見直し（続き）

GITA資産（自己消費目的）

現行

適格事業	GITA	期間
Tier 1 a. 財務省が承認する適格資産のリスト b. バッテリーエネルギー貯蔵システム c. グリーンビルディング	適格資本支出の100%を法定所得の70%と相殺	2024年1月1日から2026年12月31日までに購入され、MGTCが認証した適格GITA資産
Tier 2 a. 財務省が承認する適格資産のリスト b. 再生可能エネルギーシステム c. エネルギー効率化	適格資本支出の60%を法定所得の70%と相殺	

改正

適格事業	GITA	期間
Tier 1 a. 財務省が承認する適格資産のリスト: i. バス、バン、パネルMPV、ムーバー、ターミナルトラクター、フォークリフト、ローリー／小型トラック、ローリーおよび大型車(移動式機械を含む) ii. EVインフラ、廃棄物堆肥化・リサイクルシステム、排水リサイクル・雨水利用システム(すべて国産) b. 再生可能エネルギー統合システム(バイオマス、バイオガス、小水力、太陽光、地熱、風力エネルギー)およびバッテリーエネルギー貯蔵システム／エネルギー貯蔵システム	適格資本支出の100%を法定所得の70%と相殺	2027年1月1日から2030年12月31日までに購入され、MGTCが認証した適格GITA資産
Tier 2 a. 財務省が承認する適格資産のリスト: i. EVインフラ ii. 廃棄物堆肥化・リサイクルシステム iii. 排水リサイクル・雨水利用システム b. 再生可能エネルギーシステム(バイオマス、バイオガス、小水力、地熱、風力エネルギー)	適格資本支出の60%を法定所得の70%と相殺	

03

優遇税制

再投資控除(RA)の見直し

再投資控除の枠組みについて、より対象を定めた支援として産業競争力の向上を図るため、適格要件や優遇措置の仕組みなどの見直しが行われています。

本改正案の詳細については、今回の予算発表では明らかにされていません。

03

優遇税制

その他の主な改正案

内容	適用時期
マレーシアの海運会社に対する法人税の免税について、適用期間を2036課税年度まで延長。マレーシアにおける戦略的経営・実効的管理、船舶1隻あたり年間RM250,000以上の国内事業費用、月給RM15,000以上のマレーシア人4名以上の乗船等の条件が設けられます。	2027課税年度から2036課税年度まで
マレーシア船舶の購入または建造に係るローン・融資契約の印紙税率0.5%または1%について、RM100,000,000以下の場合はRM2,000、RM100,000,000超の場合はRM5,000の税額を上限とします。	2027年1月1日以降に締結される契約
フォレストシティのシングルファミリーオフィス(SFO)の免税スキームについて、新たにマルチファミリーオフィス(MFO)モデルを導入し、認可されたファンドマネージャーが複数のファミリー(認可されたSFOを含む)にサービスを提供する場合にも免税の適用を可能とします。	未定
シャリア適格ファンド運用サービス提供会社に対する免税について、シャリア適格ファンドの運用から得られる法定所得の40%を免税とし、適用期間が3年間延長されます。	2028課税年度から2030課税年度まで
SRIスクーク・債券助成金制度に基づき受領する助成金について、所得税が免税されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
学校公的寄付基金(TSUWAS)に係る寄付金控除の対象が拡大され、管理・運営費、修繕・保守費用、設備購入および学生向け学校プログラムの実施費用が含まれることになります。	2027課税年度から
証券委員会が承認・認可した、または証券委員会に届出されたSukuk Prismaの発行費用について、損金算入が認められます。	2027課税年度から

03

優遇税制

その他の主な改正案（続き）

内容	適用時期
雇用主が従業員に代わって支払うPTPTNローン返済額について、一定の条件のもと損金算入が認められます。	2027年1月1日から2028年12月31日まで
Bakat MADANIトレーニングプログラムを実施する会社に対して、関連費用の損金算入が認められます。	2026年6月29日から2030年12月31日まで
公立大学への寄付について、合計所得の10%を上限として寄附金控除が認められます。	未定
Dapur Siswa MADANIプログラムへの食料品および設備の寄付について、寄付額の損金算入が認められます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
ペラ州タンジョンマリムの自動車ハイテクバレーに移転する国内資本100%のベンダーに対して、RM5,000,000を上限として、移転に係る適格費用の損金算入が認められます。	2027課税年度から2030課税年度まで
国際的なインセンティブ旅行、カンファレンス、見本市・展示会の運営者に対する所得税の免税が3年間延長されます。	2028課税年度から2030課税年度まで
国内製造業者から取得する機械・設備、ICT機器・ソフトウェアの購入、カスタマイズされたソフトウエアの開発に係るコンサルティング、ライセンス、付随費用に係る加速償却(初年度償却20%、年度償却40%)が4年間延長されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
テクノロジースタートアップ企業に投資するエンジェル投資家に対する投資額相当の免税が3年間延長されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
株式型クラウドファンディング(ECF)への個人による投資に係る所得税の免税の制度が4年間延長されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで



04

印紙税

銀行の外貨建ローン契約に係る印紙税の上限額の新設

外貨建を含むローン・融資契約については、1949年印紙税法の第1附則第27(a)(ii)項に基づき、0.5%の印紙税が課されます。外貨建ローンに対するRM2,000の上限額は、2024年1月1日に撤廃されました。

マレーシアの銀行からの外貨建ローン・融資契約について、以下の印紙税の上限額を設けることが提案されています。

i. RM100,000,000以下のローン・融資：RM2,000

ii. RM100,000,000超のローン・融資：RM5,000

（適用日：2027年1月1日以降に締結されるローン・融資契約）

PwC コメント

本改正案により、マレーシアの銀行から多額の外貨建て融資を受ける際の印紙税コストが大幅に軽減されます。2024年1月1日より、RM2,000の上限額が撤廃されており、本改正案により上限額が再導入されますが、従来の制度と以下の点で異なります。

- 適用範囲の限定：マレーシアの銀行からの融資にのみ適用されます。
- 2段階の上限額：RM100,000,000以下の融資についてはRM2,000、RM100,000,000超の融資についてはRM5,000が上限となります。

04

印紙税

その他の主な改正案

内容	適用時期
マレーシア国民の初回住宅購入時のローン契約書および不動産譲渡証書に係る印紙税の免税について、住宅価格RM500,000までの部分は100%免税、RM500,000超RM750,000までの部分は50%免税とされます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
住宅・地方自治省が認定する放棄された住宅プロジェクトの再生について、救済する請負業者・デベロッパーおよび当初購入者が締結するローン契約書および譲渡証書に係る印紙税が免税とされます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
CAKNAスキームに基づき中小企業および小規模請負業者が締結する主要なローン・融資契約に係る印紙税の減免（RM10超部分の減免）について、CAKNA Iは2年間延長され、CAKNA IIは再導入されます。	CAKNA I：2030年12月31日まで 2年間延長 CAKNA II：2027年1月1日から2030年12月31日まで
P2Pプラットフォームを通じて中小企業と投資家の間で締結されるローン・融資契約について、RM10超部分の印紙税が免除されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで
個人または事業者による普通預金口座・当座預金口座の開設に係る課税文書に対するRM10の印紙税が免税とされます。	2027年1月1日から
Supplier Financing Programmeにおける中堅企業が締結する2つの契約書（第1ティア：融資枠契約書、第2ティア：融資枠拡大の契約書）に係る0.5%の印紙税については、一定の条件のもと、RM10超の部分の印紙税が免除されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで



05

間接税

製造業者に販売する販売業者の売上税還付制度

現行

製造業者は現在、2018年売上税(納税免除者)令の附則A第55項に基づき、機械、スペアパーツおよび設備の仕入について売上税の免税を受けることができます。

医薬品、動物飼料、肥料および農薬の製造業者については、同令の附則Bに規定される認可された原材料について売上税の免税を受けることができます。

これらの免税の適用を受けるためには、物品を製造業者が海外から直接輸入するか、国内の登録製造業者、LMW、保税倉庫、フリーゾーンから直接購入する必要があります。

現在、製造業者がこれらの原材料、機械、スペアパーツまたは設備を国内の販売業者・卸売業者から調達する場合、売上税の免税は適用されません。

改正

製造業者に販売する物品の仕入時に売上税を納付した国内の販売業者・卸売業者に対し、以下に係る売上税の還付制度を設けることが提案されています。

- 機械、スペアパーツ、設備(2018年売上税(納税免除者)令の附則A第55項)
- 医薬品、動物飼料、肥料、農薬の製造用の原材料(2018年売上税(納税免除者)令の附則B)

(適用日:2027年1月1日)

PwC コメント

本改正案は、マレーシアにおける事業コストの低減および現地サプライチェーンの強化を目的としています。これにより、製造業者のコスト負担が軽減され、その効果が製品価格の引下げを通じて消費者に還元されることが期待されます。

05

間接税

その他の主な改正案

内容	適用時期
高齢者介護サービスに係るサービス税率が8%から6%に引き下げられます。それに加え、一人あたりの介護料の年RM96,000までの部分は免税とされます。	2027年1月1日から
免税地区であるランカウイ産品をマレーシア国内に持ち込む場合の輸入関税の免税範囲が、農業・農産品、食品・飲料、水産・海洋製品、鉱物・装飾品、消費財・家庭用品、林業・建設関連製品のカテゴリーで一部拡大されます。	2027年1月1日から
ランカウイおよびラブアンからマレーシア国内に一定額までの物品を持ち込む場合の輸入関税および売上税の免税について、品目カテゴリー別の上限を撤廃し、合計でRM10,000までの物品に対して免税が認められます。島での滞在が48時間以上の場合に適用されます。	2027年1月1日から
連邦直轄領の各種娯楽に係る娯楽税の減免措置が2030年12月31日まで延長されます。マレーシア映画の上映およびマレーシア演劇の公演に係る10%の娯楽税は、免税になります。また、免税対象となる芸術、文化イベント、スポーツなどの開催場所として、Stadium MerdekaとStadium Negaraが追加されます。	2027年1月1日から2030年12月31日まで

PwC Malaysia's Budget 2027 Seminar

Kuala Lumpur

Register now

Date	Tuesday, 27 October 2026
Time	8:00am–5:45pm
Venue	Kuala Lumpur Convention Centre
Contact	Fazlina Jaafar / Hayley Sek +60(3) 2173 3830 / +60(3) 2173 0121
Email	my_events@pwc.com

Johor

Register now

Date	Thursday, 29 October 2026
Time	8:00am–5:45pm
Venue	Renaissance Hotel, Johor Bahru
Contact	Hanisah Azman / Najiha Ariffin +60(7) 218 6000
Email	my_sro_event@pwc.com

Penang

Register now

Date	Thursday, 12 November 2026
Time	8:00am–5:45pm
Venue	Eastern & Oriental Hotel, Penang
Contact	Ann Yew Siew Lay / Nurnatasya Rahim +60(4) 238 9291 / +60(4) 238 9148
Email	siew.lay.yew@pwc.com / nurnatasya.rahim@pwc.com

Malaysian Tax Booklet

Reclaim your time for strategic planning.
The Malaysian Tax Booklet offers quick answers to your everyday tax questions.

The Malaysian Tax Booklet is a quick reference guide outlining Malaysian tax information based on taxation laws, current practices, and measures proposed by the authorities. The publication also incorporates proposals based on the Budget 2027 announcement on 9 October 2026. It is intended to provide a general guide to the subject matter and should not be regarded as a basis for ascertaining the liability to tax in specific circumstances.



Contacts

PwCマレーシア 日系企業コンサルティング・グループ (JBCG)

杉山　雄一 ・ Yuichi Sugiyama
(全体統括・会計監査・会計アドバイザリー・事業進出 / 撤退支援・再編アドバイザリー)
Partner
yuichi.sugiyama@pwc.com

佐藤　祐司 ・ Yuji Sato
(税務全般統括)
yuji.sato@pwc.com

ラウ･ウェン･ワー・ Lau Weng Wah
(事業進出 / 撤退支援)
weng.wah.lau@pwc.com

武田　知紀・ Tomonori Takeda
(会計監査)
tomonori.takeda@pwc.com

セリナ･タン・ Selina Tan
(人事 / 組織支援)
selina.tan@pwc.com

小川　信介・ Shinsuke Ogawa
(移転価格)
shinsuke.o.ogawa@pwc.com

古橋 眞人・ Masato Furuhashi
(アドバイザリ)
masato.f.furuhashi@pwc.com

モハマド･ナイム・Mohamad Naim
(税務全般)
naim.nasir@pwc.com

イサベル･ヨー・ Isabelle Yeo
(税務全般)
isabelle.wx.yeo@pwc.com

ヨン･レー･イ・ Yong Le Yi
(税務全般)
le.yi.yong@pwc.com

Contacts

Our Offices

Kuala Lumpur

Steve Chia
steve.chia.siang.hai@pwc.com
+60(3) 2173 1572

Penang & Ipoh

Kang Gaik Hong
gaik.hong.kang@pwc.com
+60(4) 238 9225

Nur Diyana Ahmad Fauzi
nur.diyana.ahmad.fauzi@pwc.com
+60(4) 238 9230

Johor Bahru & Melaka

Benedict Francis
benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Kuching

Lee Yuien Siang
yuien.siang.lee@pwc.com
+60(82) 52 7218

Keegan Ong
keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

Labuan

Jennifer Chang
jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Corporate Tax Compliance & Advisory

Consumer & Industrial Product Services
Margaret Lee
margaret.lee.seet.cheng@pwc.com
+60(3) 2173 1501

Steve Chia
steve.chia.siang.hai@pwc.com
+60(3) 2173 1572

Clifford Yap
clifford.eng.hong.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1446

Taariq Murad
taariq.murad@pwc.com
+60(3) 2173 1580

Hee Sien Yian
sien.yian.hee@pwc.com
+60(3) 2173 0222

Cynthia Ng
cynthia.hh.ng@pwc.com
+60(3) 2173 1438

Alvin Woo
alvin.jm.woo@pwc.com
+60(3) 2173 1820

Emily Yew
lock.ling.yew@pwc.com
+60(3) 2173 0363

Lim Yih Shuin
yih.shuin.lim@pwc.com
+60(3) 2173 0916

Zaim Zulkifli
wan.zaim.zulkifli@pwc.com
+60(3) 2173 0895

Emerging Markets
Fung Mei Lin
mei.lin.fung@pwc.com
+60(3) 2173 1505

Michelle Chuo
michelle.sy.chuo@pwc.com
+60(3) 2173 1289

Services & Infrastructure
Lim Phaik Hoon
phaik.hoon.lim@pwc.com
+60(3) 2173 1535

Financial Services
Jennifer Chang
jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Lim Phaik Hoon
phaik.hoon.lim@pwc.com
+60(3) 2173 1535

Lorraine Yeoh
lorraine.yeoh@pwc.com
+60(3) 2173 1499

Tan Tien Yee
tien.yee.tan@pwc.com
+60(3) 2173 1584

Serena Lim
serena.l.lim@pwc.com
+60(3) 2173 3862

Energy, Utilities & Mining
Technology, Media & Telecommunications
Heather Khoo
heather.khoo@pwc.com
+60(3) 2173 1636

Lavindran Sandragasu
lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Keegan Ong
keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

Ang Wei Liang
wei.liang.ang@pwc.com
+60(3) 2173 1597

Aurobindo Ponniah
aurobindo.ponniah@pwc.com
+60(3) 2173 3771

Zarina Othman
zarina.sheikh.othman@pwc.com
+60(3) 2173 1615

Shalini Sathiveil
shalini.s.sathiveil@pwc.com
+60(3) 2173 0343

Contacts (cont'd)

Specialist Services

Capital Investments & Green Incentives
Richard Baker
richard.baker@pwc.com
+60(3) 2173 0644

China Desk
Lorraine Yeoh
lorraine.yeoh@pwc.com
+60(3) 2173 1499

Corporate Services
Lee Shuk Yee
shuk.yee.x.lee@pwc.com
+60(3) 2173 1626

Corporate Support Services
Mohd Haizam Abdul Aziz
mohd.haizam.abdul.aziz@pwc.com
+60(3) 2173 5355

Dispute Resolution
Tai Weng Hoe
weng.hoe.tai@pwc.com
+60(3) 2173 1600

Chris Tay
christopher.h.tay@pwc.com
+60(3) 2173 1143

Indirect Tax
Raja Kumaran
raja.kumaran@pwc.com
+60(3) 2173 1701

Abd Gani Othman
abdgani.othman@pwc.com
+60(3) 2173 1648

Geeta Balakrishnan
geeta.b.balakrishnan@pwc.com
+60(3) 2173 1652

Annie Thomas
annie.thomas@pwc.com
+60(3) 2173 3539

Individual Tax
Michelle Chuo
michelle.sy.chuo@pwc.com
+60(3) 2173 1289

International Tax Services / Mergers and Acquisition
Gan Pei Tze
pei.tze.gan@pwc.com
+60(3) 2173 3297

Lim Chee Keong
chee.keong.lim@pwc.com
+60(3) 2173 0639

Lee Boon Siew
boon.l.lee@pwc.com
+60(3) 2173 0932

Japanese Business Consulting
Yuichi Sugiyama
yuichi.sugiyama@pwc.com
+60(3) 2173 1191

Keegan Ong
keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

Korea Desk
Keegan Ong
keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

New Law
Anushia Soosaipillai
anushia.joan.soosaipillai@pwc.com
+60(3) 2173 1419

Tax Reporting & Strategy
Lavindran Sandragasu
lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Pauline Lum
pauline.ml.lum@pwc.com
+60(3) 2173 1059

Mohd Haizam Abdul Aziz
mohd.haizam.abdul.aziz@pwc.com
+60(3) 2173 5355

Tax Technology
Yap Sau Shiung
sau.shiung.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1555

Joey Chong
joey.chong@pwc.com
+60(3) 2173 0092

Workforce Tax
Kartina Abdul Latif
kartina.a.latif@pwc.com
+60(3) 2173 0153

Mohammad Iesa Morshidi
iesa.morshidi@pwc.com
+60(3) 2173 3136

Worldtrade Management Services
Chandrasegaran Perumal
chandrasegaran.perumal@pwc.com
+60(3) 2173 3724

Transfer Pricing
Anushia Soosaipillai
anushia.joan.soosaipillai@pwc.com
+60(3) 2173 1419

Jagdev Singh
jagdev.singh@pwc.com
+60(3) 2173 1469

Desmond Goh
desmond.goh.keng.hong@pwc.com
+60(3) 2173 1439

Lim Ying Tian
ying.tian.lim@pwc.com
+60(3) 2173 0291

Ong Ai Ling
ai.ling.ong@pwc.com
+60 (3) 2173 0711

Lilia Edlina Azmi
lilia.edlina.azmi@pwc.com
+60(3) 2173 1498

Dave Law
dave.l.law@pwc.com
+60(3) 2173 0614

Tax in Motion is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2026 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.